

「福井県立三国高等学校プロモーション映像」制作業務について、企画提案書の提出を求めるので、次のとおり公告する。

令和8年6月19日

福井県立三国高等学校長 酒井 治

1 企画提案書の提出を求める事項

(1) 業務名

「福井県立三国高等学校プロモーション映像」制作業務

(2) 履行期間

契約締結日から令和9年3月25日（木）まで

(3) 内容

「福井県立三国高等学校プロモーション映像」制作業務にかかるプロポーザル実施要領のとおり

2 企画提案書を提出できる者の要件

企画提案書を提出することができる者は、「福井県立三国高等学校プロモーション映像」制作業務選定委員会（以下「選定委員会」という。）の審査を受ける資格（以下「応募資格」という。）に関し、次の要件のすべてを満たしている者とする。

- (1) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による更生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

- (2) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- (3) 福井県内に営業所を有し、本校の求めに応じて来校し、対応できる体制を整えていること。

3 提案に必要な資料の提出期限

(1) 応募資格認定申請書

令和8年6月26日(金) 17:00

(2) 企画提案書

令和8年7月6日(月) 12:00

4 受託者の選定・契約等

実施要領を参照

5 問い合わせ先

〒913-8555 福井県坂井市三国町緑ヶ丘2-1-3

福井県立三国高等学校

TEL 0776-81-3255 (土日祝を除く9時から17時まで)

FAX 0776-81-3566

MAIL mikuniko@pref.fukui.lg.jp